

**香川県条例第41号**

香川県職業能力開発校条例の一部を改正する条例

香川県職業能力開発校条例（昭和42年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前									
<p style="text-align: center;"><u>香川県立高等技術学校条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき、職業能力開発校として、香川県立高等技術学校を設置する。</u></p> <p>（位置）</p> <p>第2条 <u>香川県立高等技術学校の位置は、高松市及び丸亀市とする。</u></p> <p>（授業料等）</p> <p>第3条 <u>香川県立高等技術学校の授業料、受講料、入学選考の手数料、入学金及び証明手数料は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>香川県職業能力開発校条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき、職業能力開発校を設置する。</u></p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>職業能力開発校の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">称</td> <td style="text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県立高松高等技術学校</td> <td></td> <td style="text-align: center;">高松市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県立丸亀高等技術学校</td> <td></td> <td style="text-align: center;">丸亀市</td> </tr> </table> <p>（授業料等）</p> <p>第3条 <u>職業能力開発校の授業料、受講料、入学選考の手数料、入学金及び証明手数料は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。</u></p>	名	称	位 置	香川県立高松高等技術学校		高松市	香川県立丸亀高等技術学校		丸亀市
名	称	位 置								
香川県立高松高等技術学校		高松市								
香川県立丸亀高等技術学校		丸亀市								

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の香川県職業能力開発校条例に規定する香川県立高松高等技術学校又は香川県立丸亀高等技術学校に在籍している者は、改正後の香川県立高等技術学校条例に規定する香川県立高等技術学校に在籍している者とみなす。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

- 3 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(種別及び金額)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1	略		
2	公の施設の使用料		
(1)~(3)	略		
(4)	香川県立高等技術学校	略	
(5)~(36)	略		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~388	略		
389	香川県立高等技術学校入学選考手数料	略	
389の2	香川県立高等技術学校入学金	略	
389の3	香川県立高等技術学校証明手数料	略	
390~598	略		

改正前

(種別及び金額)

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。

2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1	略		
2	公の施設の使用料		
(1)~(3)	略		
(4)	高等技術学校	授業料 普通課程 受講料	1年度 1人につき1コース 118,800円 12,000円を超えない範囲で規則で定める額
(5)~(36)	略		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~388	略		
389	高等技術学校入学選考手数料	普通課程	1件 2,200円
389の2	高等技術学校入学金	普通課程	1件 5,650円
389の3	高等技術学校証明手数料	訓練生であった者に係る修了証明書、在籍に関する証明書又は成績証明書	1件 400円
390~598	略		

備考 略

備考 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職業訓練業務手当)</p> <p>第16条 職業訓練業務手当は、<u>高等技術学校</u>に勤務する職業訓練指導員である職員（特別調整額受給職員を除く。）が職業訓練業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(職業訓練業務手当)</p> <p>第16条 職業訓練業務手当は、<u>高松高等技術学校又は丸亀高等技術学校</u>に勤務する職業訓練指導員である職員（特別調整額受給職員を除く。）が職業訓練業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>